

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業
(第二期)

基本協定書 (案)

令和3年4月

文部科学省
文化庁
国立教育政策研究所
科学技術・学術政策研究所
会計検査院
金融庁

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期） 基本協定書（案）

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）（以下「本事業」という。）に関して、支出負担行為担当官文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦、支出負担行為担当官文化庁次長杉浦 久弘、支出負担行為担当官国立教育政策研究所総務部長 武井 久幸、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長 菱山 豊、支出負担行為担当官会計検査院事務総長官房会計課長 佐藤 稔久及び支出負担行為担当官金融庁総合政策局秘書課長 柳瀬 護（以下、総称して「国」という。）並びに代表企業（〇〇〇〇）、構成員（〇〇〇〇、〇〇〇〇）及び協力企業（〇〇〇〇、〇〇〇〇）（以下総称して「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「事業者」とは、本事業を遂行することのみを目的として代表企業及び構成員により設立される特別目的会社（SPC）をいう。
- 二 「代表企業」とは、落札者の中から落札者を代表するものとして選定された企業をいう。
- 三 「構成員」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受任又は請け負うとともに、事業者に出資する企業をいう。
- 四 「協力企業」とは、本事業に関する各業務を事業者から直接受任又は請け負うとともに、事業者に出資を行わない企業をいう。
- 五 「事業契約」とは、国と事業者との間で締結する中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）事業契約をいう。
- 六 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 七 「事業提案書」とは、落札者が本事業に関する入札手続において国に提出した本事業の実施に関する提案書類一式をいう。
- 八 「出資者」とは、事業提案書に基づいて事業者の株主となる者をいう。
- 九 「入札説明書等」とは、国が本事業に関する入札手続において配付した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業を対象とした一般競争入札（総合評価落札方式）により、落札者が本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、第4条の規定に基づき落札者が本事業を実施するために今後設立する事業者をして、第7条の規定に基づき国との間で事業契約を締結せしめ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 国及び落札者は、落札者が、本事業に関して国が実施した一般競争入札（総合評価落札方式）により、本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。

- 2 落札者は、入札説明書等を遵守のうえ、落札者が事業提案書に示された内容を国に対して提案したことを確認する。
- 3 落札者は自ら事業提案書に示された内容を誠実に履行するとともに、事業者に、事業契約に基づいた義務を誠実に履行させる。

（事業者の設立及び維持等）

第4条 代表企業及び構成員は、遅くとも事業契約の締結日までに、入札説明書等及び事業提案書並びに次の各号に定めるところに従い、本事業の遂行を目的とする事業者を設立する。

- 一 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
- 二 事業者の資本金は、事業提案書に示された金額以上とする。
- 三 事業者を設立する発起人には、事業提案書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

- 四 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
 - 五 事業者の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項についての定めを置くものとし、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項についての定めを置いてはならない。
 - 六 事業者の定款には、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第 109 条第 2 項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
 - 七 事業者の定款には、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めを置く。
- 2 代表企業及び構成員は、事業者に、事業者の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役、設立時監査役を国に通知させる。また、その後、取締役、監査役の選任（再任を含む。）及び退任が生じた場合も同様とする。
 - 3 代表企業及び構成員は、事業者に、事業者の設立登記の申請後速やかに、事業者の定款の原本証明付き写しを国に提出させる。また、その後、定款が変更された場合も同様とする。ただし、落札者は合理的理由なく、事業者の定款を変更させてはならない。
 - 4 代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者に事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織変更を行わせてはならない。

（事業者の出資者）

- 第 5 条 代表企業及び構成員は、前条第 1 項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙 1 に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるとともにその他の出資者をして、別紙 1 に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けさせる。
- 2 代表企業及び構成員は、事業提案書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者に、別紙 2 の様式による増資計画書を国に提出させる。
 - 3 代表企業及び構成員は、事業者の設立時における出資者に、以下の各号に定める事項を誓約させ、別紙 3 の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に国に提出させる。
 - 一 各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において代表企業及び構成員によって事業者の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業及び構成員以外の各出資者の議決権保有比率が株主中最大とはならないことを条件とし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 各出資者は、事業期間が終了するまで事業者に対する株式（潜在株式を含む。）を保有し、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - 三 各出資者は、国の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、別紙 3 の様式による出資者誓約書をあらかじめ国に提出させる。
 - 四 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使する。
- 4 代表企業及び構成員は、第 2 項に基づき、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者に、前項各号に定める事項を誓約させ、別紙 3 の様式による出資者誓約書をあらかじめ国に提出させる。

（株主間契約の締結等）

- 第 6 条 代表企業及び構成員は、代表企業及び構成員とその他の出資者との間で、前条第 3 項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を事業契約の締結と同時に国に提出する。
- 2 代表企業及び構成員は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者に、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行う。なお、この場合においては、代表企業及び構成員は、当該変更後の出資者に、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに国に提出する。

- 3 前項の変更を行う場合、代表企業及び構成員は、その他の出資者をして、当該変更に関与させるものとする。

(事業契約の締結)

第7条 国及び落札者は、入札説明書等及び事業提案書に基づき、国と事業者との間において令和【 】年【 】月【 】日を目途として事業契約を締結することに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

- 2 落札者は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、国の要望（中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）総合評価審査委員会から付された意見を含むがこれに限られない。）を尊重する。
- 3 国は、入札説明書等の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 4 国は、本協定に関して次の各号の一に該当したときは、事業契約が締結される前であれば事業契約を締結しないことができ、事業契約が締結された後であれば事業契約を解除することができる。
 - 一 本事業に関し、落札者（役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ。）について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - 二 本事業に関し、落札者若しくは落札者が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。
 - 三 本事業に関し、公正取引委員会が、落札者に対し独占禁止法第7条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同条第18項若しくは第21項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（落札者が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により第7条の2第1項及び第18項が準用される場合についても同様とする。）。
 - 四 本事業に関し、公正取引委員会が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(準備行為)

第8条 落札者は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為ができ、国は必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力する。

- 2 落札者は、事業者の設立に際して、設立以前に落札者が行った準備行為を事業者に引き継ぐ。

(資金調達協力義務)

第9条 代表企業及び構成員は、事業提案書に従い、事業者に出資するとともに、その他の出資者をして、事業者に出資させる。

- 2 代表企業及び構成員は、事業提案書に従い、事業者による借入れその他の事業者の資金調達を実現させるために最大限努力する。
- 3 代表企業及び構成員は、事業提案書に従って行う場合を除き、事業者の資本金の額を減少させてはならない。

(業務の委託等)

第10条 落札者は、事業者に、本事業に関する業務を、別紙4記載の者にそれぞれ委任し、又は請け負わせ、かつ各業務に関して、自ら受託者又は請負人として、事業者との間で委任契約又は請負契約を締結する。

- 2 落札者は、前項の規定により事業者から本事業に関する各業務を受託し、又は請け負う者をしてその業務を誠実に遂行する責任を負う。

(株式の譲渡に関する協力)

第 11 条 代表企業及び構成員は、国が事業契約の定めるところにより事業者の全株式（潜在株式を含む。）を国が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し国が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることを選択したときは、代表企業及び構成員は自らを含む出資者に事業者の全株式（潜在株式を含む。）を当該第三者と合意した条件により譲渡させる。

(事業契約の不成立)

第 12 条 国又は落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により国と事業者が事業契約の締結に至らなかったときは、既に国と落札者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(談合その他の不正行為があった場合の措置)

第 13 条 本協定に関し、第 7 条第 4 項第一号ないし第四号のいずれかの事由が生じた場合であって、事業契約の締結又は解除の有無にかかわらず、落札者は連帯して、国の請求に基づき、事業契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第 7 条第 4 項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額のほか、事業契約における契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として国が指定する期日までに国に支払わなければならない。
 - 一 第 7 条第 4 項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
 - 二 第 7 条第 4 項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、落札者のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 落札者が国に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前各項の規定は、違約金を超えて生じた損害について国が落札者に対して賠償を請求することを妨げない。
- 4 事業契約に関して第 1 項又は第 2 項の各号の一に該当する場合には、落札者は、当該処分等に係る関係書類を速やかに国に提出しなければならない。

(遅延利息)

第 14 条 落札者が前条に定める違約金を国の指定する期間内に支払わないときは、落札者は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の延滞金を国に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 15 条 落札者は、事業契約の履行に際して知り得た国の情報を、第三者に漏洩する等公表し、又は事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、国の承諾を得た場合はその限りではない。なお、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課された場合について、本条は適用されないこととする。

- 2 落札者は、あらかじめ国の承諾を得た場合に限り、事業契約の目的を達するため必要な範囲及び方法で、落札者が業務を委託する他の者に対し、国の情報の全部又は一部を開示することができるものとする。
- 3 落札者は、自らの責任において、前項の定めにより国の情報を開示した者に対して事業契約に定める義務を遵守させるものとし、これらの者が事業契約にかかる義務に違反した場合には、落札者が事業契約に違反したものとみなし責任を負うこととする。
- 4 次に掲げるものは本契約において規定する国の情報とはみなさないこととする。
 - 一 公知の事実
 - 二 国の情報に依存せず独自に開発・発見したもの
 - 三 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務なしに正当な手段で入手したもの

5 本条の規定は、事業契約が終了した後も有効とする。

(協定の有効期間)

第 16 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと国が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 12 条ないし第 15 条及び第 18 条の規定の効力は存続する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、落札者は事業契約に規定する事業者の義務の履行が終了するまでの間、事業者を存続させ、本協定も事業者が存続する間は有効とする。

(協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて国と落札者が誠実に協議して定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第 18 条 本協定は日本国の法令に従い解釈し、本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、国並びに落札者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和【 】年【 】月【 】日

国

住	所	東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦
		東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 文化庁次長 杉浦 久弘
		東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 国立教育政策研究所総務部長 武井 久幸
		東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 科学技術・学術政策研究所長 菱山 豊
		東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 支出負担行為担当官 会計検査院事務総長官房会計課長 佐藤 稔久
		東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 支出負担行為担当官 金融庁総合政策局秘書課長 柳瀬 護

落札者

代表企業	住	所
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
構成員	住	所
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
協力企業	住	所
	商号又は名称	
	代表者の氏名	

別紙1 設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額：【〇〇〇〇】円
事業者の発行可能株式総数：【〇〇〇〇】株
事業者の発行済株式の総数：【〇〇〇〇】株

出資者（代表企業）

商号又は名称【商号又は名称】
出資額【〇〇〇〇】円
引き受ける株式の総数【〇〇〇〇】株
引き受ける株式の種類【〇〇〇〇】株式

出資者（構成員）

商号又は名称【商号又は名称】
出資額【〇〇〇〇】円
引き受ける株式の総数【〇〇〇〇】株
引き受ける株式の種類【〇〇〇〇】株式

出資者（その他の出資者）

商号又は名称【商号又は名称】
出資額【〇〇〇〇】円
引き受ける株式の総数【〇〇〇〇】株
引き受ける株式の種類【〇〇〇〇】株式

別紙2 増資計画書の様式

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長 【〇〇 〇〇】殿
文化庁次長 【〇〇 〇〇】殿
国立教育政策研究所総務部長 【〇〇 〇〇】殿
科学技術・学術政策研究所長 【〇〇 〇〇】殿
会計検査院事務総長官房会計課長 【〇〇 〇〇】殿
金融庁総合政策局秘書課長 【〇〇 〇〇】殿

【事業者の住所】
【事業者の商号又は名称】
【事業者の代表者】

増資計画書

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）に関して、事業者は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】株

増資後（令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日）

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】株

増資する出資者及びその他の出資者

商号又は名称 【商号】
所在地 【住所】
代表者 【役職】 【氏名】
出資額 【〇〇〇〇〇】円
増資時に引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】株
増資時に引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】株式

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

支出負担行為担当官

文部科学省大臣官房会計課長	【〇〇 〇〇】殿
文化庁次長	【〇〇 〇〇】殿
国立教育政策研究所総務部長	【〇〇 〇〇】殿
科学技術・学術政策研究所長	【〇〇 〇〇】殿
会計検査院事務総長官房会計課長	【〇〇 〇〇】殿
金融庁総合政策局秘書課長	【〇〇 〇〇】殿

出資者誓約書

中央合同庁舎第7号館維持管理・運営事業（第二期）（以下「本事業」という。）に関して、文部科学省大臣官房会計課長【〇〇 〇〇】、文化庁次長【〇〇 〇〇】、国立教育政策研究所総務部長【〇〇 〇〇】、科学技術・学術政策研究所長【〇〇 〇〇】、会計検査院事務総長官房会計課長【〇〇 〇〇】、金融庁総合政策局秘書課長【〇〇 〇〇】（以下「国」という。）並びに【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】、【構成員の商号】、【構成員の商号】、及び【その他の出資者の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符つきの用語の定義は、「事業契約」に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における議決権の総数は【〇〇〇〇】個であり、うち【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、及び【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、当社ら以外の株主の議決権保有比率が株主中最大とはなっていないこと。また、当社らは、かかる条件を事業期間が終了するまで維持すること。
4. 当社らは、事業期間が終了するまで事業者に対する株式（潜在株式を含む。）を保有し、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならないこと。
5. 当社らは、国の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、本出資者誓約書をあらかじめ国に提出させること。
6. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、第3号の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

出資者（代表企業）

住 所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代 表 者 【○○○○○】

出資者（構成員）

住 所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代 表 者 【○○○○○】

出資者（構成員）

住 所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代 表 者 【○○○○○】

出資者（その他の出資者）

住 所 【○○○○○】

商号又は名称 【○○○○○】

代 表 者 【○○○○○】

別紙4 委任先一覧

①維持管理業務

住 所 【○○○○○】
商号又は名称 【○○○○○】
代 表 者 【○○○○○】

②運営業務

住 所 【○○○○○】
商号又は名称 【○○○○○】
代 表 者 【○○○○○】

※複数者で各業務を分担する場合は各者が担う業務内容を記載すること。